

第532回 海務協議会

(1) 日時：平成27年 5月13日 (水) 13:30～

(2) 場所：第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

(3) 議題：

1. 「薬物及び銃器取締強化期間」における協力及び情報提供のお願いについて
監視部：佐々木 (保) 管理課長
2. 関税法等の一部改正について
監視部：菅 上席監視官
3. 「指定薬物」の「関税法第69条の11 (輸入してはならない貨物)」への追加について
監視部：菅 上席監視官
4. 乗組員及び訪船者に係る非違事例について
監視部：菅 上席監視官

(4) その他・質疑応答

- ・4月期の税関人事異動に伴う担当官の挨拶

開催予定日 平成27年 7月 15日 (水) 開催予定

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757

FAX 045-680-1758

E-mail bra_yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp> (横浜税関)

<http://www.kanzei.or.jp> (日本関税協会)

<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/> (日本関税協会横浜支部)

横浜税関

「薬物及び銃器取締強化期間」における協力依頼について

平素から税関行政に対し深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年の我が国経済のグローバル化の進展に伴い、貿易・通関手続の国際的調和の動きや迅速な通関の要請が強まっております。一方で、麻薬、覚せい剤等の不正薬物の若年層への浸透やけん銃を使用した凶悪事件が発生しており、深刻な社会問題となっております。このため、税関では、不正薬物・けん銃等の社会悪物品の海外からの流入を阻止することを最重要課題の一つとして位置づけ、情報収集・分析の強化、取締機器の増強等を図り、取締関係機関と連携しながら、全力をあげて水際取締りに取り組んでおります。


今般、下記のとおり「薬物及び銃器取締強化期間」を設定し、船舶、乗組員に対する取締り及び輸入貨物に対する検査等について水際取締りを一層強化することとしておりますので、本取締強化期間の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、皆様には、不正薬物や銃砲等の密輸入情報はもとより、貨物、人、船舶等について不審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の「密輸 110 番」までご連絡を頂けますようご協力をお願いいたします。

記

実施期間：平成 27 年 5 月 7 日（木）～平成 27 年 5 月 31 日（日）

横浜税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/yokohama/>
情報提供サイト <https://www.customs.go.jp/quest/index.htm>
（「関税局・各税関へのご意見・ご要望の受付」画面にてご投稿下さい）

フリーダイヤル シ ロ イ ク ロ イ QRコード
密輸 110 番 0 1 2 0 - 4 6 1 - 9 6 1 
メールアドレス E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp

～安全・安心な社会を目指して～

不正薬物・けん銃等の密輸阻止にご協力を

シロイ クロイ
連絡先:密輸ダイヤル(0120-461-961)
税関ホームページ: <http://www.customs.go.jp/>

国際フェリー旅客から液状大麻を摘発

中華人民共和国から来日したアイルランド人旅客から、液状大麻719.55グラムを摘発しました。液状大麻は、絵具チューブ内に隠匿されていました。



絵具チューブ内に隠匿

(平成26年3月、大阪税関本関 摘発)

船舶乗組員から覚醒剤を摘発

ロシア来外国船の乗組員(ロシア人)が陸揚げした覚醒剤26,729グラムを摘発しました。



陸揚げされた覚醒剤の塊

(平成26年12月、函館税関小樽税関支署 摘発)

港湾において不審者等を見かけたら
税関にお知らせください。



密輸情報の提供にご協力ください
シロイ クロイ
密輸ダイヤル(24時間受付) 0120-461-961

フリーダイヤル
しろい・くろい
って覚えてね!

税関イメージキャラクター・カスタム君

(H27.4-①)

「関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案」について

平成 27 年 2 月
財 務 省

1. 法律案の概要

(1) 税関における水際取締りの強化

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する指定薬物（医療等の用途に供するものを除く。）を関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加する。

(2) 暫定税率の適用期限の延長等

平成 27 年 3 月 31 日に適用期限が到来する暫定税率（431 品目）並びに特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉に係る関税の緊急措置（牛肉の発動基準数量の算出基礎の特例を含む。）について、これらの適用期限を 1 年延長するとともに、アルコール製造用糖みつ（2 品目）の暫定税率を廃止する。

(3) 学校等給食用の脱脂粉乳に対する関税減税措置の対象の拡充

子ども・子育て支援新制度導入に伴い、学校等給食用の脱脂粉乳に対する関税の減税措置の対象に、児童福祉法に基づく小規模保育事業等を追加する。

(4) 納税環境の整備

関税の無申告加算税の不適用制度に係る期限を国税通則法の改正に合わせ、「2 週間」から「1 月」に延長する。

2. 施行日

平成 27 年 4 月 1 日（日切れ）

改正案	現行
<p>（無申告加算税） 第十二条の三（省 略） 2 4 （省 略）</p> <p>5 第一項の規定は、前項の規定に該当する期限後特例申告書の提出があつた場合において、その提出が期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当してされたものであり、かつ、当該期限後特例申告書の提出がその提出期限から一 月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。</p> <p>6・7 （省 略）</p> <p>（徴収権の消滅時効） 第十四条の二（省 略）</p> <p>2 国税通則法第七十二条第二項（国税の徴収権の消滅時効）及び第七十三条（第三項第四号を除く。）（時効の中断及び停止）の規定は、関税の徴収権の時効について準用する。この場合において、同条第一項中「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、同項第一号中「国税」とあるのは「関税」と、「第三十五条第二項第二号（更正又は決定による納付）」とあるのは「関税法第九条第二項（申告納税方式による関税等の納付）」と、同項第二号中「重加算税（第六十八条第一項又は第二項（申告納税方式による国税の重加算税）の規定によるものに限る。）」とあるのは「重加算税」と、「これらの国税」とあるのは「これらの関税」と、「第三十五条第三項」とあるのは「関税法第九条第三項又は第四項」と、同条第三項各号列記以外の部分中「国</p>	<p>（無申告加算税） 第十二条の三 同上 2 4 同上</p> <p>5 第一項の規定は、前項の規定に該当する期限後特例申告書の提出があつた場合において、その提出が期限内特例申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当してされたものであり、かつ、当該期限後特例申告書の提出がその提出期限から二 週間を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。</p> <p>6・7 同上</p> <p>（徴収権の消滅時効） 第十四条の二 同上</p> <p>2 国税通則法第七十二条第二項（国税の徴収権の消滅時効）及び第七十三条（第三項第四号を除く。）（時効の中断及び停止）の規定は、関税の徴収権の時効について準用する。この場合において、同条第一項中「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、同項第一号中「国税」とあるのは「関税」と、「第三十五条第二項第二号（更正又は決定による納付）」とあるのは「関税法第九条第二項（申告納税方式による関税等の納付）」と、同項第二号中「重加算税（第六十八条第一項又は第二項（申告納税方式による国税の重加算税）の規定によるものに限る。）」とあるのは「重加算税」と、「これらの国税」とあるのは「これらの関税」と、「第三十五条第三項」とあるのは「関税法第九条第三項又は第四項」と、同条第三項各号列記以外の部分中「国</p>

税」とあるのは「関税」と、「若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた」とあるのは「又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る」と、「又は国外転出等特例の適用がある場合の所得税に係る」とあるのは「に係る」と、「法定納期限」とあるのは「関税法第十四条第五項（更正、決定等の期間制限）に規定する法定納期限等（同条第二項又は第四項の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があつた日）」と、同項第一号中「納税申告書」とあるのは「納税申告（関税法第七条の十四第一項第一号（修正申告）に規定する納税申告をいう。）に係る書面」と、「当該申告書」とあるのは「当該納税申告に係る書面」と、同項第二号中「更正決定等（加算税に係る賦課決定を除く。）」とあるのは「更正若しくは関税法第七条の十六第二項（更正及び決定）の規定による決定又は賦課決定（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税に係る賦課決定を除く。以下この号において「更正決定等」という。）」と、同項第三号中「国税」とあるのは「関税」と、同条第四項中「延納、納税の猶予」とあるのは「延納」と、「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と、同条第五項中「国税（附帯税、過怠税及び国税）」とあるのは「関税（附帯税及び関税）」と、「当該国税」とあるのは「当該関税」と、「国税に係る延滞税又は利子税についての国税」とあるのは「関税に係る延滞税」と読み替えるものとする。

3 (省 略)

(輸入してはならない貨物)

第六十九条の十一 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

一 (省 略)

一の二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四十五号）第二条第十五項（定義

税」とあるのは「関税」と、「又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた」とあるのは「又は関税を納付すべき貨物について関税を納付しないで輸入した場合における当該貨物に係る」と、「法定納期限」とあるのは「関税法第十四条第五項（更正、決定等の期間制限）に規定する法定納期限等（同条第二項又は第四項の規定による更正又は賦課決定により納付すべきものについては、当該更正があつた日）」と、同項第一号中「納税申告書」とあるのは「納税申告（関税法第七条の十四第一項第一号（修正申告）に規定する納税申告をいう。）に係る書面」と、「当該申告書」とあるのは「当該納税申告に係る書面」と、同項第二号中「更正決定等（加算税に係る賦課決定を除く。）」とあるのは「更正若しくは関税法第七条の十六第二項（更正及び決定）の規定による決定又は賦課決定（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税に係る賦課決定を除く。以下この号において「更正決定等」という。）」と、同項第三号中「国税」とあるのは「関税」と、同条第四項中「延納、納税の猶予」とあるのは「延納」と、「部分の国税」とあるのは「部分の関税」と、「延滞税及び利子税」とあるのは「延滞税」と、同条第五項中「国税（附帯税、過怠税及び国税）」とあるのは「関税（附帯税及び関税）」と、「当該国税」とあるのは「当該関税」と、「国税に係る延滞税又は利子税についての国税」とあるのは「関税に係る延滞税」と読み替えるものとする。

3 同上

(輸入してはならない貨物)

第六十九条の十一 同上

一 同上

（）に規定する指定薬物（同法第七十六条の四（製造等の禁止）に規定する医療等の用途に供するために輸入するものを除く。）

二〇十 （省 略）

2・3 （省 略）

（輸入者に対する調査の事前通知等）

第一百五条の二 国税通則法第七十四条の九（第三項、第五項及び第六項を除く。）から第七十四条の十一（第四項及び第五項を除く。）まで（納税義務者に対する調査の事前通知等・事前通知を要しない場合・調査の終了の際の手続）の規定は、税関長が、税関職員に輸入者に対し前条第一項第六号の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

読み替える国税通則法の規定 (省 略)	読み替えられる字句 (省 略)	読み替える字句 (省 略)
------------------------	--------------------	------------------

二〇十 同 上

2・3 同 上

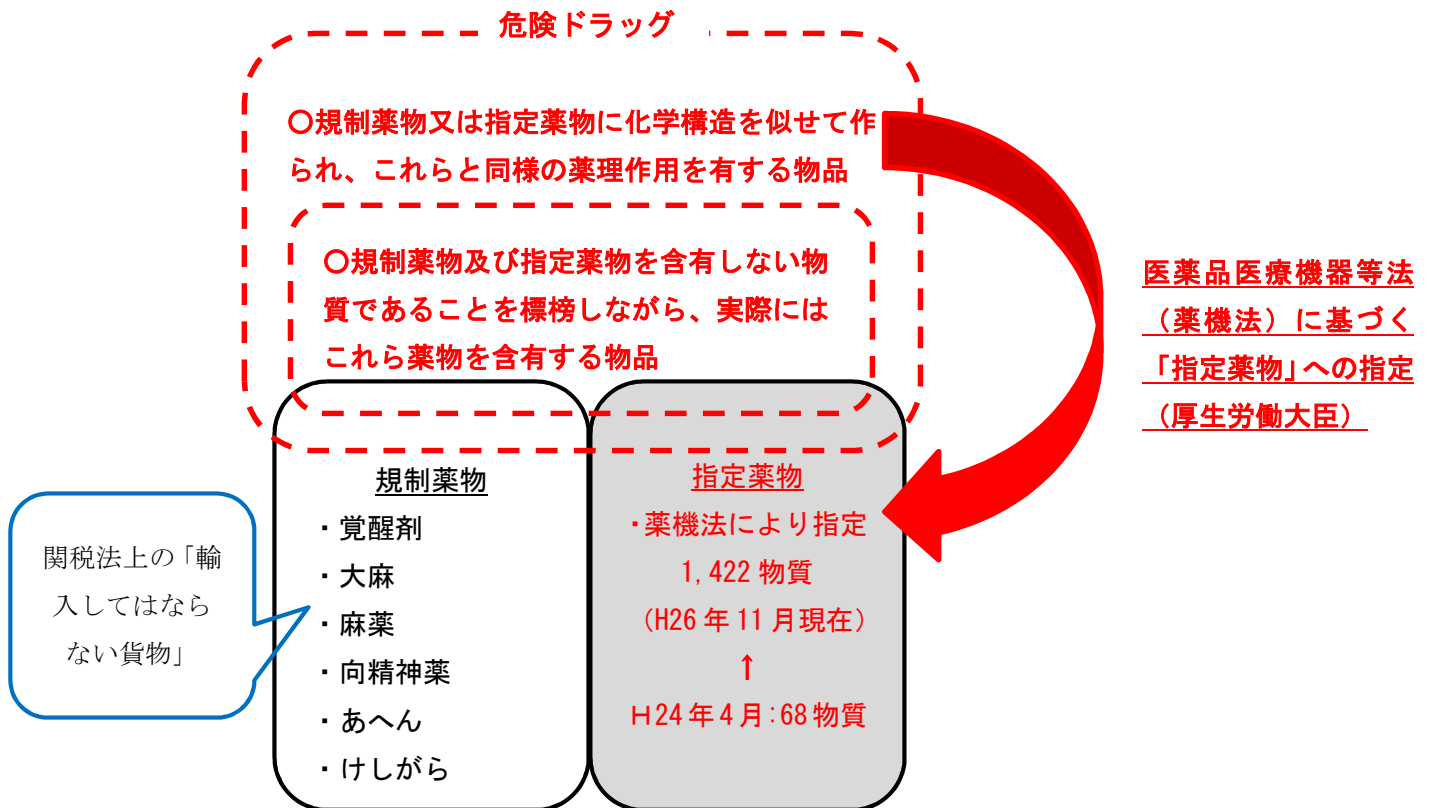
（輸入者に対する調査の事前通知等）

第一百五条の二 国税通則法第七十四条の九（第三項及び第五項を除く。）から第七十四条の十一（第四項及び第五項を除く。）まで（納税義務者に対する調査の事前通知等・事前通知を要しない場合・調査の終了の際の手続）の規定は、税関長が、税関職員に輸入者に対し前条第一項第六号の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとするほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

読み替える国税通則法の規定 同 上	読み替えられる字句 同 上	読み替える字句 同 上
----------------------	------------------	----------------

3. 「指定薬物」の「関税法第 69 条の 11（輸入してはならない貨物）」への追加について

1. 「指定薬物」と「危険ドラッグ」の関係性



◎指定薬物

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物（規制薬物を除く）として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するもの（薬機法第 2 条第 15 項）

2. これまでの税関における「指定薬物」の扱い

「指定薬物」については、薬機法において医療等の用途以外の用途に供する目的での輸入等が禁止されているところ、税関においては関税法第 70 条（証明又は確認）の規定により、輸入申告の際に薬機法に基づき輸入しうるものかどうか確認のうえ、その確認できない場合には輸入の許可をしない等の措置を講じていた（輸入の許可をしない場合でも指定薬物を没収して廃棄することはできなかった）。

また、税関検査において指定薬物を発見しても、輸入者が税関に輸入申告せず、または虚偽の申告等をして輸入しようとした場合を除き税関の犯則調査の対象にならず、警察への通報等関係機関への支援に留まる点で、主体的な調査・取締りに一定の制約が存在していた。

3. 今回の関税法改正の効果

- ・関税法上、没収して廃棄することができることから国内流入を確実に抑止することができる
- ・関税法上の実体規定違反として犯則調査に着手することができる
- ・関税法上の重い罰則が科されることで、不正輸入に対する抑止力が一層高まる

(指 定 薬 物*)

危険ドラッグの 持ち込みは**犯罪**です。

NO!

危険ドラッグ

* 医薬品医療機器等法に規定する指定薬物(同法第76条の4(製造等の禁止)に規定する医療等の用途に供するために輸入するものを除く)。

** 平成27年4月1日から、関税法上、**10年以下の懲役**若しくは3千万円以下の罰金(又はどちらも)の対象となります。麻薬及び向精神薬、大麻、あへん、覚せい剤等の輸入についても上記刑罰の対象となります。



密輸に関する情報がありましたら、税関密輸ダイヤルへ
横浜税関

シロイ クロイ

▶ 0120-461-961

ご協力をお願いいたします



平成 27 年 5 月
横 浜 税 関

関係各位

平素より、税関行政に関しまして、多大なるご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

最近、税関手続きの不備等により指導を行った事例が頻発しており、原因のひとつに『税関手続き』の不知があると考えられます。

関係各位におかれましては、実際に船舶乗組員や訪船者が下記事例のように、必要な税関手続きをしていない不備等が判明した場合は、税関窓口にて手続きを行うよう説明をお願いいたします。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1. 「乗組員」

【事例 1】

本船から乗組員が紙巻タバコをカートン単位で又は食料品をたくさん持って下船した。

Point ! 税関の許可なく輸入することはできません。

乗組員の外出時に、自分が使用する分として持っているタバコやお弁当・飲料等は、税関職員に口頭で申告することができますが、例えばプレゼント等として国内の友人に渡すため本船から卸す場合には、事前に乗組員による税関手続きが必要になります。

【事例 2】

乗組員が、大量の購入物品を所持して帰船しようとしている。所持品の購入金額を聞くと、30万円以上の買い物であった。

Point ! 税関の許可なく輸出することはできません。

携帯品としての許容範囲を越えているので、税関手続きが必要となります。

2. 「訪船者」

【事例 1】

訪船者が乗船した時には無かった手荷物（ポリ袋や紙袋等）を持って下船した。友人である本船の乗組員からもらった食料品とのこと。

Point ! 税関の許可なく輸入することはできません。

乗組員の携帯品をプレゼントとして受け取る場合は、上記 1. 「乗組員」【事例 1】の税関手続きを済ませた物品でないと受け取ることはできません。

【事例 2】

訪船者が、乗組員に対してプレゼントとして渡す土産が入った紙袋等を持って乗船した。

Point ! 税関の許可なく本船に持ち込むことはできません。税関手続きをしてください。

【事例 3】

訪船者が本船へ品物を積み込んでいたので内容を聞くと、市中にある店舗にて乗組員から肉類や飲料等船用品の注文を受けたため、配達のために訪船したことが判明した。税関手続きをすることなく、本船に乗船のうえ食料品を積み込んだと話した。

Point ! 税関の許可なく本船に持ち込むことはできません。税関手続きをしてください。

3. 「託送品」

【事例】

外国にいる知人が乗組員に託して送ってきた荷物を引き取りたい、又は、荷物を乗組員に託して外国の知人に送るために訪船した。

Point ! 税関の許可なく輸出入することはできません。

外国の知人が乗組員に依頼して荷物を本船に積み込み日本で卸す場合又は乗組員に依頼して外国の知人に渡すため積み込む場合には税関手続きが必要になります。また、乗組員が直接自分の手で積卸しをしても同様の手続きが必要です。

何かあれば税関までお知らせください!!

横浜税関監視部取締部門（窓口 24 時間対応）

☎ 0 4 5 - 2 1 2 - 6 0 7 0

0 1 2 0 - 4 6 1 - 9 6 1（密輸ダイヤル）